二　児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下この号において「児童福祉施設」という。）に入所している場合　当該児童福祉施設の長
三　児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定により児童相談所による一時保護が加えられている場合　当該児童相談所長

附則第四条第一項及び第二項中「当分の間」を「平成十九年四月二日から平成二十一年十月一日までの間に生まれた者であり、かつ」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者であって令第一条の三の表日本脳炎の予防接種の対象者の欄第二号に規定するもの及び前項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者に係る第十五条の規定の適用については、同条中「予防接種は、」とあるのは「予防接種は、前条第二項に規定する日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種終了後六日以上の間隔をおいて」とする。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十三号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第六条第三項の規定に基づき、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「需要の額」の下に「に十分の十一を乗じて得た額」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の規定は、平成二十八年度分の特別調整交付金から適用し、平成二十七年度分以前の特別調整交付金については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十四号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百二十一条並びに附則第十四条の十第一項及び第二項並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）附則第四条の四第二項の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令等の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）附則第五条の二を改め、同条を同令附則第五条の二十一とし、同令附則第五条の次に二十条を加える改正規定中「附則第五条の二十一」を「附則第五条の二十二」に、「次の二十条」を「次の二十二条」に、「附則第五条の二の二十第一項第十号」を「附則第五条の二の二十第一項第十二号」に、「附則第五条の二の二十八第一項」を「附則第五条の二の二十第一項第十二号」に、「附則第五条の二の二十を附則第五条の二の二十二とし、附則第五条の二の十九を附則第五条の二の二十一とし、附則第五条の二の十八を附則第五条の二の二十とし、附則第五条の二の十七の次に次の二条を加える。

（調整前補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当たり負担額の算定方法）

第五条の二の十八　法附則第十四条の十第一項第一号に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額は、法附則第十四条の十第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、平成二十八年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（調整前補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者数の算定方法）

第五条の二の十九　算定政令附則第四条の四第二項に規定する当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数とする。

第三条のうち、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第五条の九の表の改正規定中

算定政令附則第四条の四第一項第三号に掲げる額

を

算定政令附則第四条の四第二項に規定する調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額

に、「附則第四条の四第二項」を「附則第四条の四第三項」に、「附則第四条の四第三項」を「附則第四条の四第四項」に、「特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額」を「特例退職被保険者等に係る調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額」に改め、同令附則第十八条の二を同令附則第十八条の三とし、同条の前に一条を加える改正規定の次に次のように加える。

附則第十九条の二中「附則第十八条の二」を「附則第十八条の三」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項及び第五条第七項の規定に基づき、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号イ中「0.4282」を「0.4220」に、「1,539.00円」を「1,506.00円」に改め、同号ロ中「0.0000002956」を「0.0000003080」に、「0.008579」を「0.007593」に改め、同条第二号イ中「一万六千六百三十七円十銭」を「一万七千八十二円三十四銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一四二二」に改め、同条第三号イ中「一万六千九百四十九円二十一銭」を「一万六千七百二十四円七十六銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一〇五六九」を「〇・〇一〇三一三」に改める。

附則第二条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「百分の百三十八」を「百分の百四十一」に改める。

附則第二条の二（見出しを含む。）及び第二条の三（見出しを含む。）中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十七年度及び平成二十八年度」に改める。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。